

# 愛知県パワーリフティング協会 規約（定款）

## 第1章 総 則

（名称）

第1条 本協会は、愛知県パワーリフティング協会（Aichi-Prefectur Powerlifting Association）と称する。

（目的）

第2条 本協会は、アマチュアパワーリフティング競技愛好者相互の協力によって、パワーリフティング競技の普及、発展を図り、県民の体力の向上、健康増進によって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第3条 本協会は、（財）愛知県体育協会加盟競技団体（1991.3.22）として、愛知県におけるパワーリフティングに関する唯一の統括組織で、JPA/日本パワーリフティング協会に加盟し、県内および広く全国的パワーリフティング競技の普及・啓蒙に努める。

（事業）

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）パワーリフティング競技の普及および指導。
- （2）パワーリフティング競技大会の開催
- （3）愛知県パワーリフティング協会を代表して国際競技事業への協力と、代表選手・審判員・役員等の派遣。
- （4）パワーリフティング競技に関する競技規則の制定と競技技術の研究。
- （5）パワーリフティング競技に関する競技力の向上。
- （6）パワーリフティング競技に関する競技の指導者および審判員の育成。
- （7）パワーリフティング競技に関する競技器具の研究。
- （8）その他本協会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 理 事 会

（設置）

第5条 本協会に理事会および常任理事会を置く。

（理事会の権限）

第6条 理事会は、本協会事業運営に関する重要事項を決定する最高議決機関とし、常任理事会は、本協会の事業運営に関する基本事項の審議および企画等の審議を行う機関とし、愛知県理事各位から委任された事項および緊急に処理すべき事項を議決する。

2. 次の事項は理事会の議決を経なければならない。

- （1）事業計画および予算計画。

- (2) 事業報告および決算報告。
- (3) 役員を選任
- (4) 規約・諸規定の改廃。
- (5) その他理事会が必要と認めた事項。

(組織)

- 第7条 1. 理事会は、第10条の理事をもって組織する。  
2. 常任理事会は、理事長・副理事長・常任理事をもって組織する。

(理事会の召集)

- 第8条 理事会は理事長が召集する。
1. 年1回以上の理事会を開催する。但し緊急を要する案件の審議等理事長が必要と認めた場合は、理事会および常任理事会を随時開催することができる。
  2. 議事の決定は、登録理事の1/2以上が出席し、出席理事の過半数の賛成により成立する。可否同数のときは議長が決するところとする。
  3. 理事会の召集は文書により14日以前に各理事宛に通知する。但し、緊急の場合は除く。
  4. 召集を受けた理事は、やむを得ない場合を除き理事会に出席しなければならない。
  5. 欠席する理事は、事前にその理由を理事長に通知し、議案に対する議決権を理事会に委任しなければならない。
  6. 議案提出権は全ての理事が平等に持ちあらかじめ理事長に提出する。議案を提出した理事は、理事会において提案理由を説明しなければならない。
  7. 常任理事は、年度間に開催される理事会および常任理事会に、各々1回以上出席しなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

- 第9条 1. 本協会に諮問役員として、会長1名、副会長・顧問・相談役および参与を若干名置く。また、名誉会長・名誉顧問を各1名置く。  
2. 本協会に役員として、理事長1名、副理事長2名、および常任理事を置く。

(理事の任命)

- 第10条 次の者は理事の資格を有し、理事会で任命を受ける。
- (1) 本協会加盟の登録団体を代表する者。
  - (2) 在籍する理事3名以上の推薦をもって理事会で承認を得た者。

(理事の登録)

- 第11条 本協会の理事は、次の通り理事登録手続きを行うものとする。
- (1) 毎年度4月末日までに所定の登録手続きを終了し、理事運営協力費を納入する。なお、運営協力費については別途規定による。
  - (2) 但し、登録団体の代表理事は運営協力費を免除する。

(任期)

第12条 本協会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選任)

- 第13条
1. 名誉会長・名誉顧問・会長・副会長・顧問・相談役および参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
  2. 顧問は、本協会の目的に賛同し事業に協力する者、相談役は、本協会に特に功労のあった者の内から、また参与は本協会の役員を長年努めた者、および本競技に顕著な功労のあった者の内から、それぞれ選任する。
  3. 理事会は互選により、理事長1名・副理事長2名以内を選任する。
  4. 常任理事は理事会で承認を得て理事長が任命する(12名以内)。

(理事の罷免)

第14条 理事会は、次の各号の1つに該当する理事については罷免しなければならない。当該年度をもって罷免する。

- (1) 理事登録手続きを正当な理由なく6ヶ月以上放置した場合。
- (2) 理事の職務を遂行せず、また本協会の事業運営の遂行に寄与しないと認められ、かつ出席理事の3分の2以上の要求のある場合。

(役員の権限)

- 第15条
1. 名誉会長・名誉顧問・会長・副会長・顧問・相談役および参与は、理事会の諮問に応じて意見を述べるができる。
  2. 理事長は本協会を代表し、その業務を総理する。副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときは、その職務を代理する。
  3. 常任理事は理事長・副理事長を補佐し理事会の決議に基づき、協会の業務を処理する。
  4. 理事は理事会を組織し、本規約に定める権限を有する。

## 第4章 機 関

(機関)

第16条 事業に伴う専門的事項を処理するために、本協会に次の機関を置く。

- (1) 専門委員会
- (2) 事務局

(委員長・事務局長)

- 第17条
1. 専門委員会には委員長・副委員長・委員、事務局には事務局長・事務局員を置き、理事長が統括する。
  2. 委員長および事務局長等は理事会の決議に基づいて理事長が委嘱し、または委嘱を解く。

(任期)

第18条 委員長および事務局長等の任期は2年とし、再任を妨げない。

(専門委員会)

第19条 本協会は常設専門委員会を次の通り設置する。但し、理事会が必要と認めた場合は随時専門委員会を設置することができる。

- (1) 技術委員会
- (2) 事業広報委員会
- (3) 指導委員会
- (4) 大会運営委員会
- (5) 組織総務委員会
- (6) アマチュア委員会
- (7) 医事委員会
- (8) 監査委員会
- (9) J P A国内委員会
- (10) 懲罰委員会

第4章 財務および会計

(総則)

第20条 本協会の会計運営に関しては、アマチュア競技団体としての責務を認識しこれに当る。

(資金)

第21条 本協会事業営に関しては、次により資金を調達する。

- (1) 理事登録費
- (2) 選手登録費
- (3) 加盟団体登録費
- (4) 各種大会参加費
- (5) 公認審判員登録費
- (6) 各種講習会参加費
- (7) 各種大会協賛金および寄付金
- (8) 各種事業補助金
- (9) その他の収入

(承認)

第22条 本協会の資金運用については、当該年度の予算計画を作成し、理事会に提出し、承認を受けなければならない。

(会計年度)

第23条 本協会の(事業および)会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経理)

第24条 本協会の経理は理事長が管理し、必要な人員をもってこれに当る。

(公開)

第25条 理事会の要請があれば、理事長は随時経理を公開しなければならない。

(監査)

第26条 本協会は経理の適性を図るため第19条に基づき監査委員会を設けるものとする。

#### 第4章 雑 則

第27条 本規約の施行および運用に必要な諸規定については理事会の決議により別に定める。

(1) 組 織 図

(2) 業務運営指示系統

第28条 本規約の改廃については理事会の決議を経なければならない。

#### 付 則

1. 本規約は、昭和51年4月1日制定。
2. 本規約は、昭和57年6月1日一部改正。
3. 本規約は、平成9年3月23日一部改正。
4. 本規約は、平成15年3月23日一部改正。